

第83号議案

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年(2011年)9月8日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年10月町田市条例第52号）

の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、当該兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

町田市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいざれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、当該兄弟姉妹(死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</p> <p>2~4 略</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p>